八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金（以下この条において「児童手当拠出金」という。）と、同表健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第三号」とあるのは「第六十三条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十四条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第三号」とあるのは「第六十三条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十四条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十七年政令第百六十六号）第七条の規定による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号」と、「第三条第二号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二第三号の項中「第四条の二第三号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「第四条の二第三号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条第三号、船員保険法施行令